

## 議案第41号

さいたま市合併振興基金条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市合併振興基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### さいたま市合併振興基金条例の一部を改正する条例

さいたま市合併振興基金条例（平成13年さいたま市条例第292号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 市民の連帯の強化又は地域振興のために<u>必要な経費の財源</u>に充てるため、さいたま市合併振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(運用益金の整理) 第4条 基金の運用から<u>生じる</u>収益は、予算に計上して整理するものとする。</p> <p>(処分) 第6条 基金は、<u>市民の連帯の強化又は地域振興のために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。</u></p> <p>第7条 [略]</p>	<p>(設置) 第1条 <u>さいたま市における市民の連帯の強化又は地域振興のための事業費用</u>に充てるため、さいたま市合併振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(運用益金の整理) 第4条 基金の運用から<u>生ずる</u>収益は、予算に計上して整理するものとする。</p> <p>第6条 [略]</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。